

ガバメントクラウド早期移行団体検証事業

第二回公募要項

令和5年4月4日
デジタル庁

第1 趣旨

現行システムからの円滑なデータ移行・ガバメントクラウド上のシステムへの連携を実現するとともに、業務全体の運用コストの適正化により、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等の3割削減の実現につなげるため、早期にガバメントクラウドへ移行し、国が行う検証等の取組に積極的に参加する団体を公募する。

標準準拠システムを効率的に運用するために検証を行いながら移行を進められるよう、ガバメントクラウド早期移行団体検証事業（以下、「本事業」という。）に係るガバメントクラウド利用料及びガバメントクラウド接続サービス費用について、国が負担することとする。

第2 事業の概要

1. 公募する事業の概要

（1）対象団体

検証に協力を希望する地方公共団体のうち、

- ①令和5年7月～9月の間にガバメントクラウドを利用開始希望する地方公共団体
- ②構築スケジュール上、令和5年12月までにガバメントクラウド上で住民データ等の個人情報を扱う必要があり、デジタル庁が準備するガバメントクラウド接続サービスを令和5年12月までに利用開始希望する地方公共団体

※ 令和5年度の本事業については、地方公共団体のガバメントクラウド利用開始希望時期に応じて複数回の公募を想定している。

※ 団体採択後に回線調達手続きを開始するため、回線納期を考慮し、第二回公募の採択団体へのガバメントクラウド接続サービス提供開始時期は最短で令和5年10月以降となる見込みである。また、第三回公募については7月上旬の公示を想定しており、その場合、第三回公募の採択団体へのガバメントクラウド接続サービス提供開始時期は最短で令和6年1月以降となる見込みである。なお、ガバメントクラウド接続サービス提供開始までの構築期間について、個人情報を扱わない時点においてはインターネットVPNによる接続が可能である。

（2）対象業務システム

- ①標準準拠システム（標準化基準（標準化法第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化のために必要な基準をいう。）に適合する基幹業務システムをいう。）

但し、今後標準準拠することを前提に、標準準拠前のシステムを対象とすることを妨げない。

- ②関連システム（標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステムのほか、標準準拠システムと同じくガバメントクラウドに構築することが効率的であると地方公共団体が判断するシステムをいう。）

（3）検証内容

- ・地方公共団体が対象業務をガバメントクラウドにリフト又はシフト（※）し、問題無く移行できることを検証する（令和5年度中に本番稼働及びシフトさせることは必須ではないが、その場合もシフトまでのスケジュールを示すこと）。

※ リフト：対象業務システムを移行し本番稼働すること

シフト：対象業務システムを標準化したうえで移行し本番稼働すること

- ・令和5年度中に検証が終了しない場合の令和6年度以降の取扱いについては別途通知する。

（4）検証項目

- ・本事業では以下の4点を検証する。

（a）課金モデルの検証

- ・地方公共団体、ガバメントクラウド運用管理補助者及びASP間での合意方法、ガバメントクラウドへの申し込み方法、ガバメントクラウド及びガバメントクラウド接続サービス利用料の支払いスキーム、共同利用方式における費用の按分方法などについての検討及び課題検証
- ・為替変動に伴う利用料の支払いについての検討

（b）共同利用方式への展開検証

- ・共同利用方式のセットアップ検証
- ・当初単独利用の場合、共同利用方式への移行のための検証

（c）移行期間の短縮のための検証

- ・短期間に導入・移行を行い工数を削減するための検証
- ・導入工程におけるつまずきやすいポイントや望ましい導入プロセスを整理し、後続団体に展開するための検証

（d）標準準拠システムの効率的な運用によるコスト検証

- ・標準準拠前後での運用効率、運用工数の比較検証

2. 応募要件

以下の要件を全て満たすこと。

- （1）「地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月7日閣議決定）」、「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」、及びデジタル庁が令和4年12月13日に発出した事務連絡「ガバメントクラウド利用に係る地方公共団体向け説明資料等の提供について」の別紙2「R5年度早期利用開始団体向けガバメントクラウド利用開始申請／アカウント申請」の内容を理解していること。
- （2）応募前に、本事業についてデジタル庁とヒアリング会議を実施するなどして、十分に本事業内容を理解していること。
- （3）「ガバメントクラウド手続き概要」に記載のとおり、コスト削減や効率性等の観点から、原則として、Replatform以上のパターンでガバメントクラウドへ移行することとし、実現できない場合はその合理的な理由及び対応スケジュール等を応募資料に記載すること。Replatformとは、具体的には「運用監視／セキュリティ、RDBをマネージドサービス化（仮想サーバ（AWSの場合のEC2が該当）を立てない）」及び「共有ストレージ（ファイルサーバ）をオブジェクトストレージ化（AWSの場合のS3が該当）」を想定している。
- （4）デジタル庁と連携を密にし、検証に協力すること。
- （5）本事業は「第2_1.(4) 検証項目」の検証を行うことを目的として、「第3_1.(2) 応募に必要な資料」に示すガバメントクラウド早期移行団体検証事業計画書に基づいて実施するものであり、採択団体の情報システム（ガバメントクラウド上に構築されたも

のを含む。) の運用については当該採択団体が一義的に責任を有していることを了承すること。

- (6) 連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びASPと予め協議・調整の上、業務システムを指定し、応募すること。なお、応募に当たっては、連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びASPに予め本公募要項の記載内容を理解させた上で行うこと。応募の際に、連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びASPが未定である場合は、連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びASPを決定する期限を定めて応募することができるが、別途デジタル庁に詳細を確認すること。
- (7) 採択された際には、ガバメントクラウド早期移行団体検証事業計画書が公開されることに了承すること。なお、個人情報、ガバメントクラウド運用管理補助者及びASPのノウハウ、セキュリティに関する部分等について、一部情報を削除・修正する必要がある場合は、該当箇所及び削除・修正理由を明記したうえで、削除・修正した資料も併せて提出すること。
- (8) その他
- ・デジタル庁及びデジタル庁が指定する者による採択団体への現地調査を実施する場合があるため、デジタル庁の求めに応じて、受け入れること。
 - ・採択団体の担当職員は、事業実施状況を把握し、デジタル庁の求めに応じて、オンライン会議等の手法により、デジタル庁へ報告すること。

3. 採択団体数

採択団体数は、応募状況と予算規模に鑑み決定することとする。本事業は多くの団体による検証実施が効果的と考えるため、「第3 2. (2) 選定のポイント」を満足する団体を幅広く採択する想定である。

第3 応募手続

1. 応募手続

(1) 応募者

地方公共団体

※複数の地方公共団体が共同で応募することも可とする。

(2) 応募に必要な資料

ガバメントクラウド早期移行団体検証事業計画書（必須記載事項については次のとおりとする。様式は指定しない。）

- ① 応募団体名
- ② 応募団体代表者氏名
- ③ 応募団体担当者名（所属・役職・氏名）と連絡先（電話・Eメールアドレス）
- ④ 応募団体のシステムの現況（システム類型番号一覧表による分類、システム提供事業者名、パッケージの場合はその名称等）
- ⑤ 応募団体における令和7年度までの標準準拠システムへの移行計画
- ⑥ 令和5年7月～9月の間にガバメントクラウドを利用開始希望する合理的な理由
- ⑦ ガバメントクラウド接続サービスの利用希望有無
- ⑧ ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の実施計画
 - ア. ガバメントクラウドに移行するシステム
 - イ. ガバメントクラウドに移行後の業務システム全体の構成図（システム構成概要及びネットワーク構成概要）

- ウ. 作業実施内容及びガバメントクラウドへの移行詳細スケジュール（令和5年度中にシフトを実施しない場合もシフトまでの想定スケジュールも示すこと）
- エ. ガバメントクラウド利用開始希望時期及びその理由
- オ. ガバメントクラウド構成（希望するCSP、クラウドサービス詳細（サービス名、数量、容量等）、クラウド利用料（米ドル）概算）
- ※ 時期によって異なる場合、利用開始希望月～令和6年3月までの想定を月単位に記載すること
- ※ クラウド利用料（米ドル）は、各CSPが提供している試算ツールを用いて試算すること。試算ツールの利用方法については各CSPが公開しているマニュアル等を参照のこと
- カ. Replatform 以上のパターンでガバメントクラウドへ移行することの記載（「第2章 2. 応募要件（3）」を参照）
- ※ 実現できない場合はその合理的な理由及び対応スケジュール等を応募資料に記載すること
- ※ Replatform とは、具体的には「運用監視／セキュリティ、RDB をマネージドサービス化（仮想サーバ（AWS の場合の EC2 が該当）を立てない）」及び「共有ストレージ（ファイルサーバ）をオブジェクトストレージ化（AWS の場合の S3 が該当）」を想定している
- キ. 各システムの利用方式（共同利用方式／単独利用方式）及び共同利用方式の場合は、地方公共団体とガバメントクラウド運用管理補助者が合意した証明資料（契約書の写しや落札結果の写しなど）
- ※ 応募時に間に合わない場合には、ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約締結までに提出すること
- ク. 各システムのガバメントクラウド運用管理補助者及びASP名
- ケ. ガバメントクラウド接続サービスの利用を希望する場合は、
 - ・回線引き込み箇所と数量、それぞれの必要帯域、それらの合理的な理由
 - ・ネットワーク構成図
 - ・ネットワーク構築/運用事業者名
 - ・ガバメントクラウド接続サービス利用開始希望時期及びその理由
- ※ 団体採択後に回線調達手続きを開始するため、回線納期を考慮し、提供開始時期は最短で令和5年10月以降となる見込みである。なお、それまでの構築期間について、個人情報を扱わない時点においてはインターネットVPNによる接続が可能である。
- コ. 体制図

（3）提出期限

令和5年5月8日（月）17時

（4）提出先

応募資料（応募に必要な資料及びその他補足資料）は、「第6章 公募要項に関する問合せ先・応募資料提出先」に記載する連絡先に電子メールにより提出すること。なお、提出を行った場合は電話にて提出した旨を連絡すること。

2. 団体の採択

（1）選定方法

書面審査に基づき選定し採択する。また、評価に際し、応募者に対して追加資料の提出やヒアリングを求める場合がある。

(2) 選定のポイント

選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。

①公募内容に対する適切性・効果

応募内容が本事業の趣旨・内容に合致し、それに応じた効果が見込めるか。（「第3_1.(2) 応募に必要な資料」の⑤⑥）

②事業の実現性

ア. 本事業後の標準準拠システムへの移行計画も含め、事業として確実な実施・運営が見込める内容となっているか。（「第3_1.(2) 応募に必要な資料」の⑤）

イ. 本事業におけるクラウド構成、作業内容及びスケジュールが適切に検討されており合理的な内容となっているか。（「第3_1.(2) 応募に必要な資料」の⑧）

③遂行能力

ア. 本事業を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。（「第3_1.(2) 応募に必要な資料」の⑧）

イ. 本事業を実施するため、（複数の団体と共同で応募する場合）団体、ガバメントクラウド運用管理補助者及びASPとの連携・協力体制が構築できているか。（「第3_1.(2) 応募に必要な資料」の⑧）

(3) 提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、又はヒアリング等を実施することがある。

また、必要に応じてデジタル庁と応募者との間で調整のうえ、提案内容について修正等を行うことがある。

(4) 採択

デジタル庁は、団体を選定し採択したときは、応募者である採択団体に対して速やかにその旨通知する。

採択された事業計画については、契約時までに、必要に応じてデジタル庁と採択団体との間で調整の上、修正等を行うことがある。なお、提案時に提出されたガバメントクラウド早期移行団体検証事業計画書に変更がある場合、「第3_2.(2) 選定のポイント」に定める各種項目が、選定時と同じ水準で引き続き担保できることが認められる場合に限り、変更を許容するものとする。

3. 契約

(1) 契約の締結

デジタル庁が提示する「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託規約」に採択団体が同意することにより、デジタル庁と採択団体との間で「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託」の契約を締結する。

なお、本公募への応募により、応募団体はクラウドサービス等の利用申請をおこなつたものとし、採択及びガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約締結により、デジタル庁は利用申請の承認をおこなつたものとする。

(2) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和6年3月31日までの日でデジタル庁が別に定める日までとする。

4. 委託費

本事業における検証内容は、原則として本事業の有無に関わらず、応募団体、ガバメントクラウド運用管理補助者及びASPにとって必要なものであり、本事業に参加することで想定外に発生する費用は無いものという認識に基づき、委託費は発生しない。本事業において係るガバメントクラウド利用料及びガバメントクラウド接続サービス費用について、国が負担することとする。その他の費用は応募者の負担となることに留意すること。なお、「デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）」も活用していただいている。

第4 報告及び評価

事業の終了後、採択団体はデジタル庁に対して成果報告書を提出すること。成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・各検証項目の内容及び検証結果
- ・直面した課題とその対応策・解決方法

なお、成果報告書は公開する場合がある。成果報告書の提出期限は別途連絡する。

第5 事業スケジュール

本事業の実施スケジュールについては、概ね以下のとおりを想定している。但し、諸事情により変更することがある。

- ・令和5年5月8日：応募資料提出締切
- ・令和5年5月下旬：採択団体決定
- ・令和5年6月：令和5年度本事業開始
- ・令和6年3月：成果報告書提出、令和5年度本事業終了

第6 公募要項に関する問合せ先・応募資料提出先

デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ 地方業務システム基盤チーム

電話：03-6891-1270

Email : git-local_package@digital.go.jp

担当：羽田、岡部、松田、大荷